

# 子ども・子育て支援事業計画の 基本的な考え方について

# 1. 計画の基本的な考え方について

- 市ではこれまで、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として「登別市次世代育成支援行動計画」（前期・後期）を策定し、基本理念、基本目標、基本的な視点を掲げ、子育て環境全般の充実に取り組んできました。
- これまで掲げてきた基本理念、基本的な視点は、市における子どもの育ちや子育てを支援するうえでの普遍的なものであるため、今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」においてもその考え方は継承すべきと考えます。（※ただし、国の基本指針等を踏まえ、必要な文言修正や入れ替えを行います。）
- そのうえで、新たな法律に定められた計画として「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）  
第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## 2. 計画で取り扱う施策の範囲について

- 「登別市次世代育成支援行動計画」は、少子化対策、子育て支援のみならず、子どもの育ち、地域からの支援、安全・安心、要保護児童への対応など、子ども・子育てにかかる総合的な計画内容となっています。
- 一方、「子ども・子育て支援事業計画」に示されるものとしては、主に就学前の教育・保育事業と地域における特定の子育て支援事業であり、任意事項として仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）、要保護児童対策等が示されているにとどまります。
- 市としては、これまでの総合的な子ども子育てにかかわる取り組みを継承するために、今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」においても、これまでの次世代育成支援行動計画と同等の範囲・分野を取り上げることにします。（※ただし、他計画との関連や事業の見直しは行います。）

計画の必須 記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 教育・保育提供区域</li><li>➤ 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期</li><li>➤ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供</li></ul>
計画の任意 記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保</li><li>➤ 児童虐待防止、母子家庭等自立支援、障害児などの支援</li><li>➤ ワーク・ライフ・バランス</li></ul>

### 3. 基本理念

- 市ではこれまでも、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、『安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくり』をテーマに掲げ、子育て家庭全体を支援してきました。
- 子どもは「未来の夢」、「次世代の希望」であり、次代に担う子供を育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。
- この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯で作り上げていきます。

#### 《次世代育成支援行動計画》

安心して子供を生み  
健やかに育てる  
環境づくり



#### 《子ども子育て支援事業計画》

安心して子供を生み  
健やかに育てる  
夢のあるまち

## 4. 基本的な視点について

### 《次世代育成支援行動計画》

1 子どもの視点

5 すべての子どもと家庭への支援の視点

4 社会全体による支援の視点

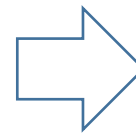
6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

3 サービス利用者の視点

7 サービスの質の視点

8 地域特性の視点

2 次代の親づくりという視点



継承

### 《子ども子育て支援事業計画》

視点1 子どもの幸せを第一に考える視点

視点2 すべての子育て家庭を支援する視点

視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点

視点4 地域社会全体で子育てを支える視点

視点5 地域の社会資源を活用する視点

視点6 サービスの量と質を確保する視点

視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点

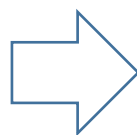
視点8 次代の担い手づくりという視点

## 4. 基本的な視点について（視点1）

### 《次世代育成支援行動計画》

#### 1 子どもの視点

子どもの権利は子ども自身で擁護することが難しいことから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めます。



### 《子ども子育て支援事業計画》

#### 視点1 子どもの幸せを第一に考える視点

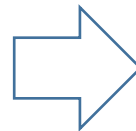
次代の社会を担う子供たちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条例」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。

## 4. 基本的な視点について（視点2・3）

### 《次世代育成支援行動計画》

#### 5 すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを推進します。



### 《子ども子育て支援事業計画》

#### 視点2 すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

#### 視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点

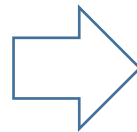
子育て仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑にできるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

## 4. 基本的な視点について（視点4）

### 《次世代育成支援行動計画》

#### 4 社会全体による支援の視点

次世代育成支援は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国や北海道及び市はもとより、職場や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手と協働して支援を進めていきます。



### 《子ども子育て支援事業計画》

#### 視点4 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていく必要があります。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。



## 4. 基本的な視点について（視点5）

### 《次世代育成支援行動計画》

#### 6 地域の社会資源を活用する視点

地域においては、子育てに関する活動を行う社会福祉協議会、子ども会、町内会、自治会、NPO、子育てサークルを始めとする様々な地域活動、主任児童委員、民生委員・児童委員等が活動しています。

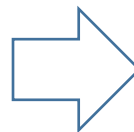
さらに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる獅子舞等の伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した取組を進めます。

また、相談機能を踏まえた保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ります。

### 《子ども子育て支援事業計画》

#### 視点5 地域の社会資源を活用する視点

本市には児童館、公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。



## 4. 基本的な視点について（視点6）

### 《次世代育成支援行動計画》

#### 3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や個人の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、個別のニーズに柔軟に対応できるように利用者の視点に立った取り組みを進めます。

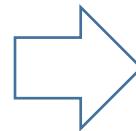
#### 7 サービスの質の視点

利用者が適切で良質なサービスを安心して利用できる環境を整備するために、サービスの質などを評価し向上させていくといった視点から、人材の育成を図るとともに、情報の公開やサービス評価等の取組を進めます。

### 《子ども子育て支援事業計画》

#### 視点6 サービスの量と質を確保する視点

サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足いくサービスとなるよう、量の確保だけでなく質の向上にも取り組みます。

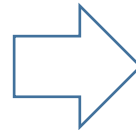


## 4. 基本的な視点について（視点7・8）

### 《次世代育成支援行動計画》

#### **8 地域特性の視点**

地域における人口構成、基幹産業や社会資源の状況等は様々であることから、次世代育成支援においては、地域の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていきます。



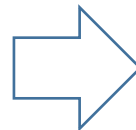
### 《子ども子育て支援事業計画》

#### **視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点**

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援の充実を図る際にも地域の特性に応じた取り組みとして推進していきます。

#### **2. 次代の親づくりという視点**

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。



#### **視点8 次代の担い手づくりという視点**

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

## 5. 基本目標について

### 《次世代育成支援行動計画》

1. 地域における子育ての支援

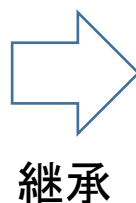
2. 母性及び乳幼児の健康の確保と増進

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する  
教育環境の整備

4. 子育てを支援するための生活環境の整備  
6. 子ども等の安全確保

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組



継承

### 《子ども子育て支援事業計画》

1. 地域における子育ての支援の充実

2. 親と子の健康の確保と増進

3. 子どもの成長に資する教育環境の整備

4. 安全な子育て環境の整備

5. 仕事と生活の調和の促進

6. 要保護児童への対応等、きめ細かな取り  
組みの推進

